

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和4年3月24日答申分

○答申の概要

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正を不要としたもの | 1件 |
| 国民年金関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第2100120号

厚生局事案番号 : 東北(国)第2100006号

第1 結論

平成2年1月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和45年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年1月から平成3年3月まで

インターネットで私の年金記録を確認したところ、請求期間に係る国民年金の加入記録がなかった。私は、請求期間当時、A市にあった専門学校の学生であったが、私の母親が実家のあるB市で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求者の母親が請求者に係る国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付しており、請求者自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない旨陳述しているところ、請求者の母親は、請求者の国民年金の加入手続については覚えていないが、請求期間当時は20歳以上の学生が国民年金に強制加入となっていた時期なので請求者も国民年金に加入していたと思う旨陳述している。

しかしながら、20歳以上の学生が国民年金に強制加入となったのは平成3年4月からであり、請求期間において学生が国民年金に加入するには任意加入することとなるが、オンラインシステム及び年金情報管理・照合システムにより請求者の氏名で検索を行った結果、請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、請求期間は国民年金の未加入期間となっていることから、制度上、国民年金保険料の納付書は発行されず、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者の母親は、請求者に係る国民年金の加入手続は覚えていないものの、

請求者に係る国民年金保険料の納付については、15 か月分ではないが、B 市役所から送られてきた国民年金保険料の納付書により近所の郵便局で納付していた旨陳述しているところ、戸籍の改製原附票によると、請求者の請求期間当時の住所はA 市及びC 市（現在は、D 市）となっており、制度上、B 市において請求者の国民年金の加入手続を行うことはできず、請求者に係る国民年金保険料の納付書が同市から発行されることはないことから、請求者の母親が請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、B 市は、請求者に係る国民年金の被保険者記録及び保険料納付記録が確認できる資料は保管していない旨回答しており、A 市及びD 市は、請求者に係る国民年金の被保険者記録は確認できない旨回答している。

このほか、請求者及び請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。